

2016年10月14日

仙台パワーステーション株式会社

代表取締役 山本隆行様

環境対策・CSR ご担当者様

仙台港の石炭火力発電所建設問題を考える会

代表世話人 長谷川 公一

明日香 壽川

前略

御社からの9月27日付文書を拝読いたしました。

別紙の22項目の質問に対する具体的な回答を、10月末日までにいただければと存じます。

さる10月12日に宮城県議会において、仙台港における石炭火力発電所建設に関する勉強会を開催いたしました。宮城県議会議員59名のうち、自由民主党・県民会議、みやぎ県民の声および日本共産党宮城県会議員団などから19名の議員が出席しました。出席くださった議員からは、御社の石炭火力発電所建設計画に対する懸念や疑問、住民への十分な説明なしに建設工事が進捗し、来年秋に運転開始が迫っている現状を問題視し、憂慮する発言が相次ぎました。

つきましては、私たちからの当初からのお願いであります、開かれた場での事業の説明会の開催を、改めて強く求めます。

敬具

(別紙)

## 1. これまでのやり取りについて

質問 1：これまで私たちは3度文書によって具体的な質問を投げかけ、住民説明会の開催をお願いしてきました。しかし、貴社からは私たちの質問に対しても住民説明会の開催について明確な回答がありませんでした。貴社の文書には担当者の名前すら記載されていません。また、県民に対する建設開始の告知は、準備工事が始まった2015年6月から10ヶ月も過ぎた2016年3月でした。これらの対応は、企業の社会的責任や社会的マナーの観点からも批判を免れないものと思われます。まず、この点に関しての貴社のお考えをお伺いします。

## 2. 発電所の建設について

質問 2：なぜ関西電力関連の発電所を仙台港に建設するのですか。

質問 3：なぜ関西電力管内で行わないのですか。

質問 4：発電した電力は、どこでどのように販売する計画ですか。

質問 5：仙台港を選定した経緯はどのようなものですか。貴社に対して、県から建設の要望や誘致、推薦、打診などがあったのでしょうか。

## 3. 「富県宮城」への貢献について

質問 6：貴社作成文書「仙台パワーステーション（株） 石炭火力発電所の建設概要について 平成28年6月 仙台パワーステーション株式会社」の「はじめに」では、「当社は、特定規模電気事業者に電気を供給するとともに、「富県宮城の実現」ならびに「ものづくり産業の復興」に貢献することを目的として」と、本発電所建設の目的が記されています。本発電所の建設は、どのような意味で、「富県宮城の実現」ならびに「ものづくり産業の復興」に具体的に貢献するのですか。本県に具体的にどのような経済効果があるのですか。それは石炭ではなくて他の発電エネルギーによる投資案件と比較しても大きいものですか。

## 4. 環境汚染対策について

質問 7：煤煙処理として、脱硫、脱硝、塵埃処理などが実施されるのは当然です。貴社の発電所のそれらの性能（方式と除去率）の詳細および現在の標準的な技術レベルとの対比はどのようなものになりますか。

質問 8：仙台パワーステーションの硫黄酸化物（SOx）排出量は38.8m<sup>3</sup>N/hであり、大阪ガスなどが建設している同規模の名古屋第二発電所の10.1～10.3m<sup>3</sup>N/hと比較して3倍以上となります（注）。これは、仙台パワーステーションの場合はより安価で低効率な脱硫装置を設置しているからですか。

質問 9：貴社が平成28年3月2日付で、宮城県知事、仙台市長らとの間で締結された「仙台パワーステーション株式会社仙台パワーステーションの公害防止に関する協定書（以下、本公害防止協定）」には「第2条 乙は、事業所の操業に当っては、この協定に定める規定を遵守するとともに、最善の公害防止対策の実施に努める」とあります。しかし、貴社の導

入する脱硫装置や集塵装置は前述の名古屋第二発電所と比較して著しく低効率な装置であり、「最善」すなわち「利用できる最も効率の高い技術（Best Available Technology: BAT）」の導入を求める本協定に反する行為だと思われます。この問題をどのように考えますか。

**質問 10：**石炭には微量ですが重金属が含まれます。多くは、塵埃処理で捕捉されると思われませんが、水銀は捕捉率が低いとされております。年間の水銀排出総量はどれくらいですか。

**質問 11：**本公害防止協定の第 14 条では「乙は別に定める環境負荷項目等の測定を行い、その結果を記録及び保存し、定期的に甲に報告するとともに、一般に公表するよう努める」となっています。環境負荷項目等の測定にあたっては、操業前と操業以後の測定値の変化を記録し甲に報告するとともに、地域住民に知らせることがもっとも重要と思います。操業前の測定はいつ行う予定ですか。環境負荷項目の測定結果はどのように地域住民に公表する予定ですか。

## 5. 環境アセスメントの実施について

**質問 12：**本計画では、年間約 32 万トンの石炭（硫黄含有率 0.673%）を使用するので年間 2000 トンを超える硫黄を排出することになります。脱硫を行うとしても、一定量は大気中に放出されます。この十年余り、石炭火力が姿を消す中で、宮城県内の大気汚染監視測定では、硫黄酸化物の濃度はほぼゼロを維持しています。本計画は、このような環境に新たに硫黄酸化物を付加することになり、気象条件によっては周辺地域の環境を悪化させます。硫黄酸化物のみならず、窒素酸化物、オキシダント、PM<sub>2.5</sub>なども増加させます。特に本計画では、毎時 20kg の煤塵を放出するとなっていますが、健康被害が懸念される PM<sub>2.5</sub> の量などその構成は明らかではありません。社会的な責任を持つ企業として住民の不安に応えるためにも自主的な環境アセスメントが求められますが、実施する意向はありますか。

## 6. 周辺住民の健康調査の実施について

**質問 13：**大気汚染は、呼吸器系を中心に健康障害を引き起こします。上記の環境アセスメントに加えて、周辺住民の健康調査を稼働前から実施し、発電所の影響をモニタリングすべきと考えますが、その意向はありますか。

## 7. 蒲生干潟への影響について

**質問 14：**本発電所の建設地の数百メートル南には、津波で流されながらも、自然の力で奇跡的に再生した、水鳥の楽園「蒲生干潟」があります。この干潟は、国の鳥獣保護区特別保護地区に指定されている全国的にも貴重な生態系です。貴社は、本建設計画策定にあたって、本発電所がもたらす大気および水環境面からの蒲生干潟への影響をどの程度検討しましたか。検討した場合には、検討項目および検討結果を公表してください。また検討しなかった場合、その理由は何ですか。

## 8. 学校・病院・公共施設・集客施設等への影響について

質問 15：本発電所の建設地から直線距離で 4km 圏内には、私たちが確認できた限りで、岡田小・鶴巻小・福室小・中野小・中野栄小・高砂中・中野中（以上仙台市立）、多賀城八幡小・城南小・多賀城小・天真小・高崎中・多賀城中（以上多賀城市立）、貞山高校、仙台育英学園高校、東北学院大学工学部、仙塩病院・東北薬科大学病院、多賀城市役所、仙台港フェリーターミナル、仙台うみの杜水族館、三井アウトレット仙台港、夢メッセみやぎ、東北歴史博物館、多賀城市立図書館、多賀城市文化センター、陸前高砂駅・中野栄駅・多賀城駅、陸上自衛隊多賀城駐屯地などのように、多数の学校・病院・公共施設・集客施設などが集中しています。いずれも震災復興後の地域づくりの拠点となっている重要な施設です。これらの施設を利用する児童・生徒・学生・職員・市民・利用者などへの影響をどの程度検討しましたか。検討した場合には、検討項目および検討結果を公表してください。また検討しなかった場合、その理由は何ですか。

## 9. 石炭火力発電の効率および規模について

質問 16：2007 年以降、宮城県内の東北電力の石炭火力発電所はいずれも、健康被害などの環境負荷のより少ないガス火力に転換し、石炭火力は宮城県内から姿を消しました。また、本年 11 月中に、国際的な温暖化対策としてのパリ協定が発効することが決定しました。石炭火力発電の座礁資産化が必至とされ、途上国においてすら低効率の石炭発電所の建設の実質的な禁止のみならず石炭火力発電所の建設そのものが規制されつつあります。そのような中で、亜臨界型という低効率の石炭火力発電所の建設を日本国内で、しかも東日本大震災の津波被災地において、関西電力と伊藤忠商事という日本を代表する 2 つの企業を親会社とする貴社があえてすすめるのはなぜですか。

質問 17：火力発電はスケールメリットから、数十万 kW 以上の規模が多くなっています。しかし、貴社の発電所は 11.2 万 kW です。このような規模の発電所としたのはなぜですか。「環境アセスメント逃れ」と見なさざるをえませんが、そうではないという主張できる根拠があるのでしょうか。

## 10. 関係自治体等への事前説明および許認可の届出等の内容について

質問 18：貴社作成の「平成 28 年 9 月 27 日 諸岡浩子様」宛文書には、「本計画に際しましては、関係自治体さまへの事前説明や各種許認可の届出等、ならびに近隣企業さまへの事前の御説明などを行ったうえで工事を着工させて頂いております」と記されていますが、それぞれ、いつ、どのような関係者に対して、どのような内容の事前説明をされたのですか。各種許認可の届出内容についても、各届出先および各届出の法的な根拠を含め、お知らせください。

## 11. 地元説明会の開催について

質問 19：上記の「ご説明」の対象には地域住民が含まれていません。貴社による石炭火力発電所の建設によって実際に大きな影響を受けるのは、発電所に隣接した地域に住む多くの住民です。このように最も影響を受ける地域住民を対象にした説明会を開催しない理由は何ですか。

質問 20：私たちは、平成 27 年 8 月 14 日付で「地元説明会の開催お願い書」を提出して以来、仙台市および宮城県環境対策課の担当者とも相談しつつ、再三にわたって、地元説明会の開催を求めてまいりました。公害防止協定には「第 20 条 乙は、環境情報の公表や事業所の公開等、地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進する」ことが明記されています。また環境省が平成 28 年 3 月に発表した「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン 改訂版」でも、「事業に対する地域の理解を促すためには、事業の概要や環境保全対策、モニタリング結果等を適切な時期に公表し、さらに説明会等で住民をはじめとする関係者に丁寧に説明する等、事業者からの積極的な情報提供が望まれます。このように、関係者との適切なコミュニケーションを図ることで、地域への環境負荷の効果的な低減につながるのみならず、周辺の住民の方々と良好な関係を構築し、環境保全をめぐるトラブルの未然防止にもつながる、重要な取組であると言えます。」（同、p.51）と記されているように、地元との適切なコミュニケーションを図ることが求められています。これまでの貴社の対応は、このように地元との積極的なコミュニケーションを求める本公害防止協定の趣旨に添うものでしょうか。貴社は本公害防止協定第 20 条および環境省のガイドラインの趣旨をどのように理解しておられますか。

質問 21：地域住民に対する地元説明会は、いつ開催の予定ですか。

質問 22：「蒲生のまちづくりを考える会」および「蒲生を守る会」に対して、蒲生地区および蒲生干潟への影響について、説明会を開催する意思はありますか。

注：気候ネットワーク「小規模石炭火力計画の調査報告書」2016 年 7 月 15 日より

[http://www.kiconet.org/wp/wp-content/uploads/2016/07/20160715small-coal-projects-without-eia-report\\_f.pdf](http://www.kiconet.org/wp/wp-content/uploads/2016/07/20160715small-coal-projects-without-eia-report_f.pdf)

以上